

GLOBE

グローブ 2015 春

81



(公財)世界人権問題研究センター

公益社団法人 京都犯罪被害者支援センター

被害者や遺族の方々は、被害の直後、混乱状態に陥り日常生活に支障が出ることがあります。

京都犯罪被害者支援センターでは、お話をよくお聴きし、どのような支援があればよいか一緒に考え、必要な支援を行います。あるいは適切な支援が受けられるよう橋渡しをするなど、精神的な苦しみや悩みなどの苦痛を和らげるお手伝いをします。

この活動は、ボランティアが専門家のアドバイスを得ながら行っています。

相談は無料、秘密は守ります。

● 電 話 相 談

▶京都市犯罪被害者総合相談窓口

075-451-7830

▶犯罪被害者サポートダイヤル

0120-60-7830

▶月曜日～金曜日 13:00～18:00

▶土・日・祝日、8/12～16、12/28～1/4 除く



● 面接相談から直接支援へ

▶原則として予約制。

▶初回面接の後、法律相談、カウンセリング、他機関への付添い
裁判傍聴などの付添い、代理傍聴をします。

公益社団法人 京都犯罪被害者支援センター
代表理事 大谷 實

京都市上京区衣棚通出水上の御靈町 63 番地

TEL・FAX : 075-415-3008

URL : <http://kvsc.kyoto.jp>

GLOBE

GLOBE No. 81 2015 spring 目次

研究員名簿	2015年度 人権大学講座	事業案内	研究部門の紹介	外部寄稿	就任挨拶	退任挨拶
18	16	14	12	10	8	2
孝實 宏	淳子 淳子	正弘 西井	淨進 廣岡	克也 原田	実 上田	昭 正昭
シンポジウム 外国人の人権を考える ヘイトスピーチをめぐって 仲尾 宏	岡山県後山の「女人禁制」	猫皮なめし業の窮状と三味線の将来	研究第一部 「情けは人の為ならず」	研究第二部 「防止に関する条例」の施行について	理事長就任に当たつて	退任挨拶
研究第五部 研究第四部	研究第一部 「情けは人の為ならず」	研究第二部 「防止に関する条例」の施行について	研究第一部 「情けは人の為ならず」	研究第一部 「情けは人の為ならず」	研究第一部 「情けは人の為ならず」	研究第一部 「情けは人の為ならず」

〔連載〕 人権の『館』、 大黒屋光太夫記念館

仲尾 宏 22

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

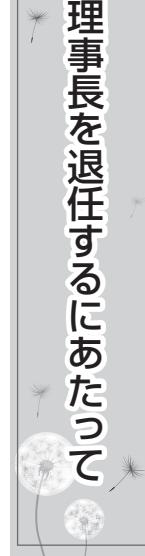
■表紙は「カワセミ」(留鳥) 3月京都府立植物園にて <(公賊)叢天神山保存会評議員 外村修氏提供>

理事長を退任するにあたつて



研究センター前理事長
京都大学名誉教授

上田 正昭



をめざして」の講演のあと、明石康元国連事務次長を中心、安藤所長・中西寛京都大学院教授によるシンポジウム「国際社会における日本のあり方」が熱心に討議された。すでに理事長の退任を私みずからは予定していたので、創立二十周年には感慨無量のものがあった。

平安遷都千百年のおりはわれらの先人は、第二琵琶湖疏水事業・水道事業及び道路の拡幅・市電の運行の三大事業と、平安神宮の造営・第4回内国博覧会の京都開催・京都一舞鶴間の鉄道誘致の三大問題にとりくんで、見事になしとげたが、人権問題にかんする認識は欠落していた。

一昨年の秋から体調をくずし、なんとか気力で理事長をつとめてきたが、これ以上つづけることは、安藤所長ほかの研究員・西川事務局長をはじめとする職員の方々や関係者の皆様にご迷惑をかけるので、思い切つて三月末日をもって、理事長を退任することを決意した。痛恨の想いである。

昨年十一月十日に、京都商工会議所講堂で、当センター創立二十周年の記念式典と記念講演・シンポジウムが、きわめて有意義に行われた。私の「人権文化の輝く世紀

二十一世紀こそ人権文化の輝く世紀にしなければならない。私は建都千二百年協会の千玄室理事長(後に会長)ほか幹部の方々に、京都ほど人権とゆかりある都市はほ

かにないことを力説し（当センター編『京都歴史人権紀行』人文書院参照）、京都府・京都市・京都商工会議所の理解と協力のもと、検討部会が昭和六十二年（一九八七）の六月に設置され、私が検討部会長に選出された。

府・市民が中心になつて行なう千二百年の事業だから、遷都よりも建都の方がふさわしい。ところが歴史学者のなかには遷都の用例はあつても、建都の用例はないという意見もあつた。だがそれは誤りであつて、たとえば桓武天皇の延暦七年（七八八）九月二十六日の詔には、明確に「建都」と記されている（『続日本紀』）。

検討部会は十回の討議を重ねて平成二年（一九九〇）の三月にそのまとめを千玄室会長に提出した。さらに政府公認の全国的な研究財團にするための設立研究会（会長は田畠茂二郎前所長、副会長は私）が翌年の十二月に組織され、平成六年の十一月二十二日、当時の文部省の正式認可があつて、同年の十二月一日にオープンした。当初は第一部国際の人権保障体制の研究、第二部同和問題の研究、第三部定住外国人の人権問題の研究、第4

部女性の人権問題の研究の4部門だつたが、あらたに第5部人権教育の理論と方法の研究が設けられ、5部門による共同研究が積みあげられてきた。そしてその成果は公開シンポジウム・『人権問題研究叢書』などで公にされ、人権大学講座・人権ガイドの養成や紫野高校をはじめとする高校への出前講座・福知山市ほかの出張講演など、研究ばかりでなく、人権の啓発にもつとめている。

創立のための苦労ばかりではない。二十年におよぶ当センターのあの日、この日のことが走馬灯のようにかけめぐる。俗に「人間は生まれながらにして平等である」と説かれる。しかし現実はそうではない。早い話豊かな家庭に生まれる人もあるが、貧しい家庭に生まれる人もいる。一九四八年の十二月、国連第三回総会が決議した「世界人権宣言」の第一条が明記しているように、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳及び権利について平等」なのである。「いのちの尊厳」が今日ほど軽視された時代はなかつた。当センターの役割はますます大きく、大谷實新理事長のもと、さらに充実し発展することを願つてやまない。

理事長就任に当たつて



研究センター新理事長
学校法人同志社総長

大谷 實

この度、世界人権問題研究センター理事会の選定により、当センターの理事長に就任しました大谷 實（おおや みのる）でございます。一言、就任の挨拶を申し上げます。

当センターの初代理事長は、林屋辰三郎先生、2代目が上田正昭先生であります。私は3代目理事長ということになります。前理事長の上田先生は、改めて申すまでもなく、平安遷都千二百年記念事業推進協議会において、「21世紀は人権文化の輝く世紀となるべきである」と力説され、当センターの設立に心血を注がれた、当セ

ンターの生みの親ともいいうべき功労者です。

上田先生は、1997年副理事長、1997年6月から2015年3月までの18年間は理事長とともに、初めは田畠 茂二郎所長、次いで安藤 仁介現所長とともに、卓越した指導力を發揮され、只今のようなアジア地域で初めての総合的な学術研究団体の構築に成功されました。

偉大な足跡を残された上田先生の後を受け継ぐ私は、如何にも力量不足であり、大任を全うできるか、大変不安でございます。ただ、幸いにも私は、1997年の人権擁護施策推進法に基づく人権擁護推進審議会の学識経験者委員として、5年にわたり審議に参加して人権問題に取り組んだ経験があり、また、学校法人同志社総長に就任した2001年からこの度の理事に就任するまで、当センターの評議員として運営に参加してまいりました。さらに、犯罪被害者の人権問題にも長い間関心を払つてきました。そうした経験を活かしながら、畏友・安藤仁介所長のお助けを仰ぎ、評議員会、理事会のご支援を頂戴しながら、当センター事業の発展に尽力したいと考えております。

さて、1994年の創立当初、当センターは、文部大臣から財団法人として認可された団体でしたが、2012年には、内閣府認定による公益財団法人に移行いたしました。参考までに法人の定款を見てみると、第3条に、「この法人は、平安遷都1200年を記念して、京都の歴史と伝統、特に学術を初めてとする文化を基礎に、人権問題について広く世界的視野に立つた総合的な調査・研究を行い、この問題に関する広範な学問分野での交流や国内、国外の研究機関及び研究者との連携、交流を促進し、もって国内外にわたる人権問題に係る学術・研究の振興を図ることを目的とする」とあります。

この目的に即して、只今は、第1部「国際的人権保障体制の研究」、第2部「同和問題の研究」、第3部「定住外国人の人権問題の研究」、第4部「女性の人権問題の研究」、第5部「人権教育の理論と方法の研究」の5部門に分かれて、調査・研究が展開されており、部長、専任研究員、客員研究員および嘱託研究員を併せて約100人が調査・研究に取り組み、多くの貴重な成果を挙げてこられました。

しかし、同和問題をはじめ、女性や定住外国人を巡る

人権侵害が解消されていないばかりか、インターネットによる差別など、新たな人権問題が生まれつつあります。また、昨年発行された「世界人権問題研究センター20年史」を拝見しますと、例えば、人権諸条約の効果的な実現を保障するための国際的な制度の構築(第1部)、民主化が進展した現代における差別意識の現状把握(第2部)、ヘイトスピーチなどについての新たな定住外国人問題の取り組み(第3部)、女性問題の歴史と現状の見直し(第4部)、生涯学習としての人権教育(第5部)などが喫緊の課題として挙げられているところであります。

私は、理事長として、当面、現行の5部体制を維持しながら、調査・研究の一層の発展・充実を図りたいと願っています。当センターの研究業務の統括者である安藤所長の方針に従い、所長と研究部長で構成されます研究運営委員会の協議に基づき、研究部門の円滑な運営および人権大学等の人権啓発活動に努めてまいる所存でござります。

当センターが、国内はもとより、世界に人権文化を発信する拠点となることを念願して、努力する覚悟です。ご支援ご協力のほど、何卒、宜しくお願ひ致します。

「京都府薬物の濫用の防止に関する条例」の施行について



京都府健康福祉部業務課長（執筆当時）

原田 克也

◆危険ドラッグの恐ろしさ

昨年6月、東京池袋において、危険ドラッグを摂取した男の運転する乗用車が暴走して歩道に突っ込み、1人が死亡、6人がけがをするという痛ましい事件が起きました。

相前後して全国的にも同様の事件・事故が多く発し、警察庁によると、昨年1年間に、危険ドラッグが原因で死亡した人の数は112人と、前年の9人から大幅に増加する等、危険ドラッグの乱用が大きな社会問題となつています。

危険ドラッグは覚醒剤等と同等程度の極めて強い依存性を有するとともに、最近出回っている商品には、覚醒剤類

似物質（アッパー系）と合成大麻（ダウナー系）の両方が配合されている場合があり、その使用によりどんな作用が発現するか予測できないなど、大変危険な薬物です。

国の研究機関の調査によると、危険ドラッグの使用者は全国で約40万人、使用経験者の平均年齢は33・8歳と、覚醒剤等に比べ若年層に乱用者が多いとされています。また、比較的学歴が高い、ごく普通に社会生活を営む人に乱用者が多いことが特徴とされています。

これまで危険ドラッグは「合法ドラッグ」、「脱法ハーブ」等と称して、繁華街の誰もが出入りできる店舗を中心販売されてきました。芳香剤、防臭剤や観賞用等と目的を偽って販売されていたため、製品の含有成分を分析して法指定薬物や麻薬、覚醒剤、大麻等の規制成分が検出されない限り違反を問うことができず、また、規制成分を追加しても、その規制をすり抜ける新たな成分を含む製品が次々販売されるという、いわゆるイタチごっこが繰り返されてきました。

◆これまでの京都府の取り組み

京都府内においても、この数年間で、こうした店舗が徐々に増え、23年には最大7つの店舗が同時に存在する等、これまで延べ20の店舗を確認してきました。

京都府では、当初から京都府警と連携し、店舗営業者に対し、製品の販売自粛を求めたり、頻繁な監視指導を行ってきました。また、25年10月からは近畿厚生局麻薬取締部も加えた取締三機関による合同での実態把握や立入調査を集中的に行い、法違反が認められれば直ちに合同捜査本部を立ち上げ、証拠品押収や関係者の逮捕を含む強制捜査を行う等、徹底して厳しい対応を行ってきたところです。

その結果、昨年11月、最後の1店舗を廃業に追い込み、府内店舗を根絶するに至りましたが、一方、最近では規制逃れのため、営業形態をインターネット販売や地下店舗に移行して一層巧妙な手口で流通していることから、このまま放置しておくと危険ドラッグが一気に府内に蔓延し、深刻な事態に陥るとの危機感から、若者の将来を無に帰することがあつてはならないという強い決意をもつて、昨年12月に「京都府薬物の濫用の防止に関する条例」を制定し、1月25日から全面施行することとしました。

◆条例の特徴・今後の取り組み

この条例は、①精神毒性を有する物質を成分を特定せずに「危険薬物」と規定し、製造、販売、所持、使用

等を全面禁止、②「危険薬物」の疑いのある物を販売等している店舗等を「知事監視店舗」に指定し、営業者、購入者双方に煩雑な手続を義務化、③「危険薬物」の疑いのある物の販売等の一時停止を命令して流通を阻止、という規制を特徴とする全国で一番厳しく、かつ実効性のあるものとなっています。

また、府民はもとより、医師や薬剤師、不動産業、運送業、ボランティア団体の方々にも、それぞれの立場で薬物乱用の防止に取り組んでいただくことを規定しています。

京都府では、23年に設置した「きょうと薬物乱用防止行動府民会議」を中心に、府民、特に青少年の薬物乱用ゼロを目指し、行政やPTA、青少年団体、業界団体等、様々な関係者との協力・協働のもとで予防啓発活動等に取り組んできたところですが、これからも引き続き、本条例を活用し、オール京都体制により対策を推進し、薬物のない明るい社会を築いてまいります。



きょうと薬物乱用防止行動府民会議
マスコットキャラクター
「NO ドラックくん」

「情けは人の為ならず」 —日本・トルコ関係の125年



研究センター 研究員
大阪女学院大学 大学院 教授

西井 正弘

げられます。一九九五年には阪神・淡路大震災を、九年にはトルコ・マルマラ地方の大震災を経験しました。その際の両国間の支援活動など記憶にある方も多いと思います。両国の正式な外交関係が樹立されたのは一九二五年ですが、両国の関係は更に35年以上前の事件に遡ります。

昨今、「人間とは何か」を考えさせる事件を目にすることが多い気がします。「イスラム国」(Islamic State)と自称する集団による殺りく、国内に目を向ければ少年たちによるリンチ殺人や我が子への虐待など、本来人間の節やトルコ軍艦エルトゥールル号乗組員は盛大な歓迎を受けました。同年九月、帰国の途に就いたエルトゥールル号が、和歌山県沖で台風に遭遇し難破する事件が発生しました。軍艦は暴風雨により紀伊大島沖で座礁し六百名近い死者を出しますが、島民の必死の救助活動により六十九人が生還し、多くの遺体や遺留品の回収も行われました。遺体は島で埋葬され、生存者は二隻の日本軍艦によってトルコまで送り届けられました。日本では義捐金が集められ、遭難現場には慰靈碑が翌年建立されます。二年後、トルコ軍艦遭難者に対する義捐金を募つた青年山田寅次郎がトルコにわたり、そのままトルコに残つていました。

その後、日露戦争では、ロシアの黒海艦隊がトルコ海峡を突破し、バルチック艦隊に合流することが怖れられを私達は実感しました。

日本とトルコは共に地震が多いことが共通点として挙

ていましたが、その際に、山田やトルコ青年たちの海峡監視活動がなされたという事実もあります。日本・トルコ両国は、十九世紀共にロシアに対する日本の軍事的な圧力を受けており、両国にとってロシアに対する日本の勝利が共通の歓びであったことがあります。

時は過ぎ、一九八五年九月、イラン・イラク戦争中、イラクのサダメ・フセイン大統領が、イラン上空の航空機無差別撃墜宣言を出しました。イラン滞在中の外国人は一斉避難を始め、在住日本人も国外脱出を試みますが、当时日本・イラン間には定期航空便がなく、外国の航空機は自国民を優先し邦人を乗せる余裕はありませんでした。日本政府は、救援機の派遣を検討しますが、自衛隊機は法的な理由で、また日本航空は労働組合の反対によつて救援機は派遣されませんでした。

日本大使館や在住邦人は、国外脱出のため航空券の確保を図りますが、十分な数を確保できません。最後の望みとして日本大使は、トルコ大使に対して援助の要請を行い、トルコ政府は日本の救助要請を受け入れ、トルコ航空の特別機が、撃墜宣言の実施直前にテヘランに到着しました。トルコ航空機での脱出を待つていたトルコ人も多数いましたが、日本人全員を優先的に搭乗させイス

タンブールに向けて飛び立たせてくれたのはそのトルコ人たちでした。

エルトゥールル号遭難の出来事は、世代を超えるトルコの人々の記憶に残されていました。「あの時の恩を返す時が来た」と、救援機に日本人の搭乗を認めてくれたトルコの人々がいました。また、難破した人を目の当たりにした紀伊大島の村人は、自分たちの危険を顧みることなく乗組員を救助したのであり、寒さで次第に体温を奪われていく人に自分も上半身裸になつて肌を擦りつけて救つたたたちは、誰に命じられた訳でも損得を考えた訳でもないのです。人間は自然災害や人為的な事件によって、生命や財産を奪われることがあります。その時、人々の心の中に湧きあがる「同情の念」が失われない限り、人間に絶望することはないと私は思います。

今年九月は、トルコ軍艦エルトゥールル号遭難から百二十五年、また日本国民をテヘランから救出してくれたトルコ航空の人々の勇気ある行動から三十年目にあたります。日本とトルコは、遠く離れた国ではありますが、災難に遭遇した人々に救いの手を差し伸べあつた先達のことを、今一度記憶に留めておくべきではないでしょか。

猫皮なめし業の窮状と 三味線の将来



研究センター客員研究员
大阪観光大学観光学部准教授

廣岡 浄進

臣は大阪市内の「太鼓正」を引退した職人であるという。

原皮を加工して人間生活に有用な皮革にする工程が「鞣し」である。脱毛し、毛根や皮下脂肪の組織を削ぎ落とし、必要に応じて薬品などで柔らかくし、また染色する。牛に限らず、今では豚、羊、馬、鹿などの皮革製品も身近に見られる。また、アイヌ民族は鮭などの魚の皮をなめして服や靴などを作ってきた。

ところで、皮を張る楽器は、太鼓だけではない。三味

線には猫と犬の皮を張る。その猫皮のなめしを、奈良県の橋本末吉商店が担っている。筆者は全国大学同和教育

研究協議会の事務局長

を務めているが、その

活動のなかで昨年この

作業場を見学する機会

を得た。同店の橋本一

弘さんは一九九七年に

奈良県選定保存技術者

の認定を受けた。かつ

ては多くの職人を雇つ

ていた同店も今は父子

二名だけでやっている

という。

三味線の本領は、猫

皮を用いることで出る

絶妙な濁りのある響き

いこうという反差別の戦略である。

新司さんの弟の昭さんは、「鳩村」という屋号で太鼓屋を始めた。剥いで毛の生えたままの牛皮から作る。師



である。ちなみに犬皮は稽古用として使われるが、津軽三味線だけは本番用にも犬の皮を張る。かつては野良犬や野良猫を捕る猟師がおり、その仕事は衛生面で感謝された、保健所からも依頼があった。しかし最も社会的立場の弱い猟師が攻撃されるようになり、日のあたらなかつた仕事を公にするため一九七二年に組織した同業者は、東京から九州にかけてのベニ〇軒が名を連ねたが、原皮問題と後継者難で廃業していく。動物愛護法が一九九九年に改定され罰則が強化されると、わずかに残っていた猫猟師も廃業に追いこまれて国内原皮の供給は杜絶した。保健所で殺処分される猫の払い下げなどの原皮確保を求めて部落解放同盟や奈良県などとともに陳情もしたが、演者や邦楽器関係業者からは積極的な動きがなく、孤軍奮闘に等しい。今は輸入に依存するが、その質は劣る。三味線皮には成熟した健康体、とりわけ三歳以上の雄の皮に力があるが、輸入原皮は食肉用に肥育された若い個体なので薄い。これでは本来の音色が出せない、三味線の音色は減びると、橋本さんは語る。

三味線は日本で作りだされた楽器である。戦国の世が終わる頃に琉球から三弦樂器の三線がもたらされたが、これに必要なニシキヘビの皮は輸入で高価だったのと、音の響きが九州以北の日本列島の人びとの好みに合うようには改良され、箱形の胴に皮を張る今の形は近世の初めにはほぼ完成していたらしい。淨瑠璃は琵琶法師が三味線に持ち替えて流布したとされる。説経節も、翻刻で読

める近世の刊本は、鈴を三味線に持ち替えて淨瑠璃化したものである。人形淨瑠璃文楽は太夫と三味線、それに人形遣いで成り立つが、これの太棹三味線にも猫皮を用いる。歌舞伎、民謡、踊、万歳など、伝統芸能をみても、三味線という新たな楽器がどれだけ当時の日本列島を席捲したのかがうかがわれる。その歴史とともに、狩りと皮づくりの職人技が継承されてきた。

原皮だけでなく、なめした犬猫皮も輸入されているが本物の音色が出ないといって、一流奏者は橋本末吉商店の皮を求める。釘の打ち方でも出来が変わるという。その橋本さんは、「むなし」と憤る。一九七一年以来東京芸術大学の見学を受け入れてきたのに、発言は聞こえてこない。三年前に見学を断わったら、それきりになってしまった。人間国宝や諸流の家元は、学校教育への邦楽導入には力を入れたにもかかわらず、そもそも三味線原皮には沈黙する。猫猟を違法視している動物愛護法の解釈運用が皮作りを途絶えさせようとしているのに。だが、猫だと「かわいそう」なのだろうか。猫猟師も八割方が部落の人だったが、その原皮を買う立場だった橋本さんが表に出たことで偏見を引きうける形になった。一九七二年には東京の回向院に邦楽器業者一同で犬猫供養塔を建てた。大阪にも飛田近くの路地裏に猫塚がある。皮をめぐる差別の構造が、ここにも見え隠れする。問題は見て見ぬふりをしている国と邦楽業界、小さな声を圧殺してきた社会の側にある。

岡山県後山の「女人禁制」



研究センター客員研究員
関西大学他非常勤講師

源 淳子

奈良県吉野郡天川村の「大峰山」（正式名は山上ヶ岳）が「女人禁制」であることを知っている人は多くないであります。二〇〇三年に結成した「大峰山女人禁制」の開放を求める会（以下「求める会」）は、二〇〇八年にその存否等について一九〇八人にアンケートを行いました。その結果、「大峰山」の「女人禁制」を「知っている」三四七人、「知らない」一五四九人でした（未記入一二二人）。実際に八〇%を超える人が「大峰山」の実状を知らないことに、「求める会」は驚き、その周知への活動をしなければと気持ちを新たにしたのです。

「大峰山」がこの程度にしか認識されないなら、もつと知られていないのが岡山県にある後山の「女人禁制」

母御堂（ははごどう）を管理するのは、道仙寺（真言宗醍醐派）です。奥の院は後山の八合目のところにあります。四月一八日が山開け、一月七日が山閉じで、九月七、八日に「柴燈護摩供養」という最大の行事があり、奥の院に泊

だと思います。「求める会」では、その存在を知っていますので、「女人禁制」の実態を調査したいと思っていました。そして実現したのが二〇一四年一〇月二五日です。後山は岡山県美作市にあり、一三四四・六メートルで岡山県でもっとも高い山です。登山できる山として有名で、頂上へは男女ともに登頂できます。後山は、「大峰山」を「前山」として、その後ろにある西の大峰になぞらえて「後山」といいます。また、「大峰山」で修行した後の修行地ともいわれます。その「女人禁制」の区域は、登山コースとは異なる場所です。「大峰山」はある一定の領域が頂上まで「女人禁制」なので、様相が違います。後山の男性が修行する場である奥の院や女性の修行場である母講堂（または母御堂）（またはははごどう）



行者道への分かれ道

まり込んで修行するといいます。

道仙寺からおよそ六～七キロぐらいのところに後山キャンプ場があり、駐車場もあります。登山道はそこから始まり、舟木山登山コースに入り、途中から「行者山参道」と分かれます。その道は狭く、後山川にかかる入峰橋という橋を渡る頃から険しくなります。そして、しばらく行くと「垢離取場」があります。そこは女性用であり、ここで穢れを落とし、「母講堂」（または「母御堂」）をめざします。後山キャンプ場からおよそ二キロです。ここから先が「是より上女人禁制」の結界門となっています。男女がともに登つてきても、女性行者はここで男性行者を見送ることになるのです。

結界門の横を流れている後山川に少したまつてある水場があり、そこが男性用の「垢離取場」です。男性はここで穢れを落とし、結界門をくぐり抜けて奥の院をめざします。「垢離取場」は男性用が上流にあり、女性用は下流です。なぜ男性が禊いだ下流で女性が禊ぎをするのでしょうか。川という自



女人禁制の結界門

然は「そんなことを決めたのはだれ?」という声を発しているように思つたことです。ここでも男女の差別が明らかに出てています。

「大峰山」の「女人禁制」の結界門は四ヶ所ありますが、清浄大橋の結界門は近くまで車で行くことができます。また、女性行者や信者は稻村ヶ岳というまったく別の山へ登つて修行しますが、後山は結界門までは男性といつしょに登ることができます。女性はその先の奥の院に登ることができません。これはまたあたりまえのことですが、体力的に女性が登ることができないわけではありません。逆に男性にも体力的に登ることができない人もおり、体力の違いは問題ではありません。「女人禁制」である結界門は、女性を排除することを、ここでもまた確認することができました。「大峰山」との大きな違いは、奥の院は道仙寺の私有地であることです。一方、「大峰山」の結界地は公道を含んでいます。

わたしたちはしばらく結界門のところにいて、来た道を下り、女人堂となつてある護摩堂へ行き、最後に、道仙寺を訪ねました。住職は檀家の法事で外出中だため、住職の妻から話を聞くことができました。「女人禁制」については、「女性の行者は増えているし、奥の院まで登つてもいいなら登ります」という女性もいるけど、道仙寺の私有地なので遠慮してもらっています」というだけ

人権としての 教育保障をすべての人々に



研究センター第五部長
京都大学名誉教授

上杉 孝實



立夜間中学校は、二〇一四年末で八府県に三一校しかなく、自主夜間中学の取り組みを合わせても、必要としながら通える学校を持たない人が大多数である。

この間、全国夜間中学校研究会は、日本弁護士連合会への人権救済を申し立て、その結果日弁連は二〇〇六年に意見書を国に出し、実態調査や自治体への財政援助などをすべきであることを示した。同研究会では、ここで学ぶことを必要とする人は百万人を超えると推定してい

て、国会議員にも働きかけて、文部科学省も動き始めたのである。

二〇一五年度概算要求に、文部科学省は、「中学校夜間学級の充実・改善への取組」として、設置市町村に対しては、学習指導・生徒指導のあり方についての調査研究、未設置都道府県・政令指定都市に対しては、設置の課題について調査研究を行うことを盛り込んだ。中学校夜間学級は、第二次世界大戦後、昼間学校に通えない子どもたちのために開設されたが、一九六〇年代後半には政府は廃止を促し、減少してきた。しかし、貧困、差別、病気、障害などによって義務教育を受けることのできないなかつた人は少なくなく、その保障を求める声の高まりなど運動によって、存続や新設が見られた。それでも、公

しかし、課題は多い。どれだけ身近なところに学校が設置されるか、そこでの学習を必要とする人にどのように周知し、通学の条件を整えるかなどが問われる。義務教育を修了していても、実際には学力が十分保障されないまま、形式的に卒業させられた人も少なくないが、それらの人はこれまで中学校は終えた者として、入学対象ではないとされてきた。また、在学年限が限られ、まだ学ぶ必要があつても卒業せざるを得ない状況もある。この点をどのように改善するかが問われる。夜間中学校で学ぶ人は、成人が中心で、障害のある人、在日コリアン、

中国からの帰国者、新渡日の外国人などが多く含まれている。これらの人々の教育には、子どもと同様の課程や方法は適切でなく、生活や経験に根差した内容が求められる。基礎となる識字や日本語学習の充実も必要である。

日本における識字については、国は戦後間もなく除いて実態調査さえ行わず、長年その問題がないかのように扱われてきた。このようななかで、部落解放運動において識字運動が展開されたのをきっかけに、義務教育で疎外されたり十分学ぶことのできなかつた人々の識字学習が進められ、新渡日外国人の日本語学習も展開されてきたが、自治体によつて温度差があり、また支援を後退させるところもある。ボランティアで支えられているところが多い実態である。

文字が読めないことで差別があつてはならないが、今日の社会に生き、人権が保障されるうえで、識字をはじめとした基礎教育は、権利としてすべての人に公的に保障されなければならず、国や自治体の責務として取り組まれなければならないのである。社会が複雑化し、生活の質も変わるなかで、基礎教育のレベルも上昇を必要としているのである。国際的な学力調査（PISA）でも、

識字（リテラシー）は、「言語や知識を理解し、利用し、それに基づいて判断することで、思慮深い市民として社会に参加する能力」とされてきた。識字学習においては、自らの置かれてきた状況を捉え返し、社会に働きかけていく力を引き出すことが目指してきた。このことに着目した成人基礎教育の充実・発展が、人権としての教育として、推進されなければならないのである。

子どもの学校教育にあつても、授業についていけなかつたり、人間関係のもつれなどで不登校になる児童・生徒が目立つ。個人的な競争をあおる環境の下では、人間関係もぎすぎすしたものになりやすい。学力調査で、平均ばかりが問題にされるが、その分布が問題であり、つまずきをもたらしているものを把握して取り組むためにも、まだまだ教師一人あたりの子どもの数は多い。多様な子どもの指導においては、集団とともに個別的な関わりが重要であり、少人数教育が課題となつてているのである。日本では教育費における私費の比率が高くて、家庭の経済状況が学業にも大きく影響しているのであり、公費の比重を増すことも緊急の課題である。

シンポジウム 外国人の人権を考える ヘイトスピーチをめぐって

二月八日、京都市上京区の京都ガーデンパレスにおいて、表記のシンポジウムが京都府・京都市・京都商工会議所などの後援を得て開かれた。このテーマについては、2011年の京都朝鮮第一初級学校（当時の名称）に対する「在日の特權を許さない会」の襲撃事件と、その後の刑事裁判、民事裁判の審理により、結果として確定判決をみたことで一般の関心は高まっていたが、当日も一四〇名の一般市民の参加があった。

講師はいずれも当センターの研究員で法律家の師岡康子さん（研究第三部）、一橋大学名誉教授の田中宏さん（同）、奈良大学非常勤講師の山下明子さん（研究第四部）、山本崇記さん（研究第二部）で、京都大学教授の水野直樹さん（研究第三部）がコーディネーターをつとめた。会は安藤仁介所長の挨拶のあと、バネリスト四人それぞれ約二〇分の持時間で日頃からの主張の要点を述べた。師岡さんはヘイトスピーチといわれる現象は、社会、

政治問題というより、公共空間において生じている「差別の煽動」であること、そのような現象は社会に差別と暴力を蔓延させ、最後にはジェノサイド（集団虐殺）に到る現象であるために国連の諸条約によって厳密に禁止されていることを述べた。

田中宏さんは、学校襲撃事件の根底には、朝鮮学校に対する高校無償化措置の排除や町田市における防犯ベル配布の対象からはずす、といった構造的な排外主義が背後にあること、そのゆえに国際社会から厳しい指弾の声が巻き起こっており、自治体はそのことをよく認識すべきであることを述べた。山下さんは、いわゆる「慰安婦」問題は、朝鮮人の売春婦とさえい



われている二重の屈辱を史実の否定の上になげかけられている当事者の問題をとりあげた。そして彼女たちは恥辱、不安、悪夢、恐怖の念にかられており、そのトラウマは朝鮮学校の子どもや保護者に投げかけられた悪罵によるトラウマと共通するものであることを指摘し、民族差別と女性差別の重なり合いが存在していると述べた。

山本さんは「在特会」メンバーによる奈良県御所市の水平社博物館事件を例にとり、同和対策特別措置法やその関連法令や運動側の提起により、部落差別は許されべきではない、とされているにもかかわらず、悪罵、差別用語の投げかけが行われたことは、同和地区や被差別部落などの地域もまたヘイトスピーチの対象とされることは明白だとして、その規制・批判のあり方を検討すべきだ、とのべ、またインターネットや資料請求による差別事象にも注目を怠るべきでない、とのべた。そのあと、会場からの質問や意見をもとに、バネリストとの対話がおこなわれたが、いずれのバネリストにも多くの質問が寄せられたので、水野コーディネーターにより、その中からいくつかの重要な問題提起をふくんでいると思われるものを選んでの対話となつた。質問や意見は真剣な眼差しと問題意識の表明であつたといつてよい。

最後に私はコメントーターとして次のようにのべた。

まず第一に朝鮮学校襲撃事件は特定の事件ではあるがヘイトスピーチ現象は師岡さんの指摘するように差別の煽動であること、そしてその対象は女性、被差別部落出身の人々、アイヌ民族、障害者など、この社会のあらゆるマイノリティに向けられていることを知らねばならないこと、日本社会においては田中さんのいう「構造的差別」を無くすための、外国人の人権を保証する立法措置が必要であること、トラウマを被つている朝鮮人の子や親、女性の存在を直視することの重要性と同時に学校や社会においてさまざまな真実を知るための教育が必要であると指摘した山下さん、山本さんの意見に加えて、國家レベルだけでなく、地域社会や自治体がそれらの動きを下支えする「条例」の制定を通じて市民が歴史修正主義や偏狭なナショナリズムを克服してゆく「場」作りが必要であるとのべた。

総じて「差別は犯罪である」という今日の国際社会の良識、常識となつてゐる考え方を早く浸透させる必要があることを強く感じさせられたシンポジウムであつたといえよう。

(研究第三部長 仲尾 宏)

2015年度 人権大学講座

人権大学講座は、国連の「世界人権宣言」50周年を機に1998年に開設をしたもので今年度で18年目を迎えます。時の話題や社会の关心事などにも視点を向け、多彩なテーマで人権問題を考えいただけますように講座を編成しています。

*今年度も「人権大学講座」に「講座・人権ゆかりの地をたずねて」(※)を統合して実施します。

■ 講座日程表／講座内容

月日曜	種 別	時 間	講 座 名	講 師	備考
1 7月7日 (火)	開講式	14:00～14:10	研究センター所長 安藤 仁介		
	講 義	14:10～15:40	国連からみた日本の人権状況 ～自由権規約委員会の日本政府報告書審査を手掛かりに～	安藤 仁介 葉師寺公夫	第1部
2 7月31日 (金)	講 義	14:00～15:40	性サービス産業と女性の人権	古久保さくら	第5部
3 8月18日 (火)	講 義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	壬辰倭乱（文禄役）開戦期ころの 豊臣政権と民衆	仲尾 宏	第3部
4 8月31日 (月)	ワーク ショップ	14:00～15:40	ワークショップ 女性差別撤廃条約を学ぼう	吉田 容子 脇部 恵子 米田 真澄 伏見 裕子	第4部
5 9月25日 (金)	講 義	14:00～15:40	多文化共生社会の再構築をめざして ～ハイスピーチへの対応を考える～	坂元 茂樹 中井伊都子	第1部
6 10月9日 (金)	講 義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	洛中洛外図を紐解く ～描かれた人権ゆかりの地～	山路 興造	第2部
7 10月23日 (金)	講 義	14:00～15:40	市民性教育と国際理解教育 ～グローバルシティズンシップの育成を中心に～	藤原 孝章	第5部
8 11月6日 (金)	講 義	14:00～15:40	戦後日本の出発と在日朝鮮人 ～戦後70年を考える～	水野 直樹	第3部
9 11月25日 (水)	講 義	14:00～15:40	高齢者と同和問題 ～政策に翻弄される老い衰えゆく人びととケア～	矢野 亮	第2部
10 12月9日 (水)	講 義	14:00～15:40	女性の人権が保障される社会の実現に向けて ～女性差別撤廃条約批准30周年～	山下 泰子	第4部
11 12月18日 (金)	講 義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	京都・四条河原の歴史 ～鴨川のほとりに生きた人びと～	下坂 守	第2部
12 1月29日 (金)	講 義	14:00～15:40	人権の理念と人権問題	大谷 實	理事長
	修了式	15:40～15:50	研究センター理事長 大谷 實		

「旧ゆかり」は、「講座・人権ゆかりの地をたずねて」のことを示しています。

※「講座・人権ゆかりの地をたずねて」：京都の各地を人権の視点から紹介し、その歴史をたどりながら学ぶ講座

会場案内



講義会場

※受付：各回午後 1 時 30 分～

京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都

〒 604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る

清水町 375 番地

TEL 075-222-1777 / FAX 075-222-1778

- ・京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5番出口（地下鉄連絡通路にて連結）
- ・京都市バス、京都バス、JRバス
「烏丸丸太町」バス停下車 烏丸通り沿い南へ

申込方法

受講料

1回 1,000円 全講座一括の場合 10,000円

※全講座を一括で申込みいただくと受講料が割引きとなります。

※賛助会員は無料で受講できます。

受講手続き

- 受講日前日までに、「受講申込書」(別紙)に必要事項を記入し、郵送又はFAXで申込みの上、指定の金融機関口座に受講料を振り込んでください。複数の受講希望日をまとめて申込みが出来ます。
- 申込み及び受講料の振り込みが間に合わない場合は、当日、会場での受付も可能です。
(ただし、定員を超過している場合は受講出来ません。)

・京都銀行	府庁前支店	普通 853685
・東京三菱 UFJ 銀行	京都支店	普通 1222396
・京都信用金庫	本店	普通 1269372
・京都中央信用金庫	本店	普通 1039688

申込先

公益財団法人世界人権問題研究センター

〒 604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

電話 : 075-231-2600 FAX : 075-231-2750

E-mail jinken@kyoto.email.ne.jp

HP : <http://www.mmj.jp.or.jp/jinken/research/index.html>

◆研究部門の紹介（二〇一五年四月一日現在・五十音順）

嘱託研究員

秋定 嘉和（池坊短期大学名誉教授・京都部落問題研究資料センター所長）

井岡 康時（天理大学・常磐会短期大学非常勤講師）

石元 清英（関西大学社会学部教授）

奥本 武裕（奈良県立同和問題関係史料センター所長）

小林 文広（同志社大学文学部教授）

白石 正明（佐賀部落解放研究所研究員）

杉本 弘幸（佛教大學他非常勤講師）

白石 正明（四國大学経営情報学部准教授）

杉本 弘幸（龍谷大学非常勤講師）

白石 正明（龍谷大学非常勤講師）

田中 和男（立命館大学他非常勤講師）

田中 和男（龍谷大学非常勤講師）

中川 理季（京都部落問題研究資料センター研究員）

中川 理季（京都部落問題研究資料センター特任教授）

野口 道彦（大阪市立大学人権問題研究センター特任教授）

本郷 浩二（京都産業大学他非常勤講師）

山本 崇記（静岡大学人文社会科学院准教授）

〔前近代班〕

客員研究員

野地 秀俊（京都市歴史資料館非常勤嘱託員）

家塚 智子（宇治市源氏物語ミュージアム学芸員）

宇那木隆司（姫路市教育委員会文化財課主任文化財専門員）

河内 将芳（奈良大学文学部教授）

川嶋 將生（立命館大学名譽教授）

齊藤 利彦（佛教大学歴史学部准教授）

下坂 守（京都国立博物館名譽館員）

高橋 大樹（大津市歴史博物館名譽館員）

西山 剛（京都文化博物館学芸員）

村上 紀夫（奈良大学文学部准教授）

吉田栄治郎（天理大学非常勤講師）

○研究第一部

○研究第一部

研究部長 坂元 茂樹（同志社大学法学部教授）

客員研究員 藥師寺公夫（立命館大学大学院法務研究科教授）

専任研究員 杉木 志帆

嘱託研究員 岩澤 雄司（東京大学法学部教授）

阿部 浩己（神奈川大学法科大学院教授）

小畠 郁（名古屋大学大学院法學研究科教授）

北村 泰三（中央大学大学院法務研究科教授）

徳川 信治（立命館大学法学部教授）

中井伊都子（甲南大学法学部教授）

西井 正弘（大阪女学院大学大学院21世紀国際共生研究科教授）

初川 満（愛知学院大学法務研究科教授）

前田 直子（京都女子大学法学部准教授）

水島 朋則（名古屋大学大学院法學研究科教授）

三輪 敦子（龍谷大学社会科学研究所客員研究員）

村上 正直（大阪大学大学院国際公共政策研究科教授）

〔近現代班〕

研究部長 山路 輿造（元京都市歴史資料館長）

専任研究員 矢野 亮

「近現代・現状班」
客員研究員 廣岡 澄進（大阪観光大学観光学部准教授）

○研究第三部

研究部長	仲尾 宏	(京都造形芸術大学客員教授)
客員研究員	水野 直樹	(京都大学人文科学研究所教授)
専任研究員	田中 隆一	
嘱託研究員	菅澤 康子	
高野 昭雄	(大阪大谷大学教育学部准教授)	
田中 宏	(一橋大学名誉教授)	
鄭 桂桓	(明治学院大学教養教育センター准教授)	
盧 相永	(大阪外語専門学校講師)	
飛田 雄一	(公財)神戸学生青年センター館長	
藤井幸之助	(同志社大学嘱託講師ほか)	
古屋 哲	(大谷大学非常勤講師)	
松下 佳弘	(京都大学聴講生・元京都都市教育委員会指導主事)	
師岡 康子	(大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター客員研究員)	
梁 永厚		
李 淑任	(龍谷大学経営学部教授)	
リングホーファー・マンフレッド	(大阪産業大学人間環境学部教授)	
研究第四部		
研究部長	吉田 容子	(弁護士・立命館大学大学院法務研究科教授)
客員研究員	淳子	(関西大学他非常勤講師)
専任研究員	堀江 有里	
嘱託研究員	斧出 節子	(京都華頂大学現代家政学部教授)
軽部	恵子	(桃山学院大学法学部教授)
高田 恭子	(大阪工業大学知的財産学部准教授)	
馬場 まみ	(京都華頂大学現代家政学部教授)	

○研究第五部

研究部長	上杉 孝實	(京都大学名誉教授)
専任研究員	松波めぐみ	
嘱託研究員	伊藤 悅子	(京都教育大学教育学部教授)
	岩槻 知也	(京都女子大学発達教育学部教授)
	熊本 理抄	(近畿大学人権問題研究所准教授)
	外川 正明	(公立大学法人鳥取環境大学環境学部教授)
	友永 雄吾	(龍谷大学国際学部准教授)
	中島 智子	(甲南女子大学文学部准教授)
	野崎 志帆	(甲南女子大学文学部准教授)
	藤原 孝章	(同志社女子大学現代社会学部教授)
	古久保さくら	(大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授)
	村上登司文	(京都教育大学教育学部教授)
	山ノ内裕子	(関西大学文学部准教授)

大黒屋光太夫記念館

近鉄名古屋線伊勢若松駅から徒歩約12分、住宅と水田が交錯する静かな近郊農村の一角に「大黒屋（こうだゆう）光太夫記念館」がある。光太夫（1751～1828）の名は教科書の記憶でかすかに覚えている人もいるだろう。彼はキリスト教禁止のため、対馬人を除き日本人一般の海外渡航と帰国が厳禁されていた江戸時代の後期に、はじめて海外の風物に接し、無事帰国できた人物である。そればかりか、彼の帰国をとりはからつた当時のロシア帝国は、日本との交易を平和裡に実現しようとして「修交使節」を日本に派遣してきたのである。それは当時の幕府の内外の政治情勢によつて実現しなかつたが、アメリカのペリー提督の来航に先立つこと六〇年、このような外交・通商実現の試みがあつたこともつと知られてよいだろう。

伊勢白子の廻船問屋船の沖船頭であつた大黒屋光太夫は1782（天明2）年の師走に年貢米ほか大量の物資を積んだ千石積の神昌丸で江戸へ向かつた。しかし途中

の駿河湾で烈風に出会い、船は帆柱を失つて漂流、8カ月後にアリューシャン列島のアムトチカ島に漂着した。この時16人いた乗組員は6人に減つていたが、島の住民であるアイヌの人たちとの交流がはじまり、まもなくこの地に来ていたロシア人と出会うことになった。しかしロシア人は光太夫らの即時帰国を許さず、酷寒のカムチャツカを経て、ロシアの極東政府のあるイルクーツクまで一行を護送した。彼らの狙いはどうやらイルクーツクの日本語学校の教師を一行に勤めさせようとしていたらしい。だがたまたま光太夫らの入国を知った科学アカデミー会員の自然科学者キリル・ラクスマンが光太夫らの人物や識見を知つて、首都ペテルブルグへ連れていき、名君として知られたエカテリーナ女帝に謁見させた。



帝は光太夫を抱擁で迎え、厚遇した。そして光太夫が帰国の大望を持つてゐることがわかるとそれを許し、数々の土産を持たせ、帰國を許可した。そして護送使節兼修交使節としてラクスマンの次男アダム・ラクスマンを同行させることにしたのである。途中で日本語教師として残留することを希望した2名や死亡した者をのぞき、1792（寛政4）年10月、当時日本人が蝦夷地とよんでいた根室に一行は10年ぶりに帰国できた。

そしてそのあとも一人が死亡、結局江戸に着いた時は光太夫のほか、ひとりの水主（船員）のみとなっていた。幕府は彼らから最新の海外情報を得たのだが、その情報の流出を恐れて光太夫は母の見舞のために一度だけ故郷へ戻ることができただけだった。そして1828（文政11）年、江戸で没した。一方アダム・ラ



クスマンは松前で幕府役人と会談し幕府は長崎入港許可の信牌を彼に与えた。この頃の幕府の老中松平定信は苦慮しつつもラクスマンに対しては、日本の通交は朝鮮・琉球のみ、通商は中国とオランダのみ、という国是があることを理由にあげて即時開国を断つた。他方ロシア側もそれ以上は強要せず、交渉は後にもちこされた。漂流民の護送と受け取りを最優先とし、外交交渉は融和的におこなう、という両者の協調的な姿勢が事を平穏に納め、対話と人命優先が尊重されたのである。

江戸の蘭学者・桂川甫周は光太夫と従者の磯吉から聞き取りをおこない、地図や絵図が付いた全一〇巻の『北槎聞略』を完成させた。これも松平定信の命である。そしてこれは将軍家家齊に献上された。将軍自身も最新の

欧洲情報に接することができたのである。

この記念館は2008年に開館され、鈴鹿市が管理・運営しているが、館内には大黒屋光太夫の生涯を描いたジオラマ、神昌丸の模型、光太夫とともに一人の帰国者磯吉をえがいた画幅や光太夫の「ロシア文字墨書」、桂川甫周の著『北槎聞略』『漂流船実録』その他の文献、関連資料が常時展示されているほか、年間を通じて、光太夫にかかわる特別展が開催され、日ロ友好の歴史を目から感じられる場となっている。また光太夫以外の鈴鹿市やその周辺での朝鮮通信使などの文化財の企画展示も平行して開催されている。

なお、館の近くには光太夫の記念碑も建立されている。

(研究第三部長 仲尾 宏)

〔所在地〕 三重県鈴鹿市若松中一丁目一-八

〔電話〕 059-384-3797

〔開館時間・曜日・入場料〕

10時～16時

休館は月曜日（祝祭日の場合は開館）・火曜日・第3水曜日・年末年始

〔問い合わせ〕

鈴鹿市文化課 059-382-9031

〔参考文献〕

- ・亀井高孝校訂『北槎聞略—大黒屋光太夫ロシア漂流記』一九九〇年 岩波文庫
- ・山下恒夫『大黒屋光太夫—帝政ロシア漂流の物語』二〇〇四年 岩波新書



世界人権問題研究センター発行の刊行物の紹介



◎定価 1,000円(税込)
～1,500円(+税)
(下段参照)



◎定価
8,200円(+税)

「人権問題研究叢書」

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論著したものです。



◎定価
1,800円(+税)

「人権歴史年表」

人権を主題として構成された年表は、ほとんど前例がないなかで人権問題を探求し、新たな人権文化の創造をめざす人々の学習の手引となるように編集しました。



季刊「グローブ」(研究センター通信)

年4回発行

当研究センターの研究活動やその他事業についての報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部からの声などを掲載しています。

創立 10 周年記念出版

「散所・声聞師・舞々の研究」

当研究センターでは、1996年から9年間にわたって共同研究として「散所に関する総合的研究」に取り組んできましたが、その成果をまとめました。



◎定価
1,800円(+税)

「京都人権歴史紀行」

京都に残る人権に関わる場所、事柄、そこで生きた人々の後を訪ね、歴史を振り返るなかで、基本的人権や自由、平等、平和の大切さと、それを実現するためにどれほどたくさんの人々の努力が積み重ねられてきたかを学んでいただけます。



◎定価 各号
2,500円(税込)

「研究紀要」の刊行（年1回発行）

当センターでは、「国際的人権保障体制の研究」「同和問題の研究」「定住外国人の人権問題の研究」「女性の人権問題の研究」「人権教育の理論と方法の研究」の5部門で研究を行っており、毎年、当研究センター研究員の個人研究の成果を公表しています。

人権問題研究叢書

① 救済の社会史	世界人権問題 研究センター編	定価 1,000円 税込 1,000円
② アイヌ・台湾・国際人権	安藤仁介著	定価 1,000円 税込 1,000円
③ 朝鮮通信使と京都	仲尾 宏著	定価 1,000円 税込 1,000円
④ 講座・人権ゆかりの地をたずねて	世界人権問題 研究センター編	定価 1,000円 税込 1,000円
⑤ 人権から見た近代京都	秋定嘉和著	定価 1,000円 税込 1,000円
⑥ 京都の中の渡来文化	上田正昭著	定価 1,000円 税込 1,000円
⑦ 歴史のなかの女性の人権	田端泰子著	定価 1,000円 税込 1,000円
⑧ 講座・人権ゆかりの地をたずねて	研究センター編	定価 1,000円 税込 1,000円
⑨ 講座・人権ゆかりの地をたずねて	研究センター編	定価 1,000円 税込 1,000円
⑩ 部落実態調査の書誌的研究	世界人権問題 研究センター編	定価 1,000円 税込 1,000円
⑪ 講座・人権ゆかりの地をたずねて	世界人権問題 研究センター編	定価 1,000円 税込 1,000円
⑫ 職能民へのまなざし	世界人権問題 研究センター編	定価 1,000円 税込 1,000円
⑬ 二〇一三年度講演録	世界人権問題 研究センター編	定価 1,000円 税込 1,000円

人権問題研究叢書 第11号、第12号刊行

第11号 2015年2月刊行

2013年度講演録

講座・人権ゆかりの地をたずねて

定価 1,500円（税別）

カバーデザイン：京都市立芸術大学 江戸紗耶未氏

グローブ
No.81

2015年4月発行

発行人／理事長・大谷實

印刷／田中プリント

第12号 2015年3月刊行

職能民へのまなざし

定価 2,000円（税別）

装丁：ROSO
装丁：鷺草デザイン事務所 上野かおる氏



「賛助会員」募集中

◎年会費 個人会員 1万円（学生は5千円） 法人会員 5万円

- ◎特典
 - ・『グローブ』（季刊：年4回発行）『年報』の無償送付
 - ・『研究紀要』『人権問題研究叢書』の無償送付
 - ・『人権大学講座』の無料受講
 - ・人権図書室所蔵の図書貸出サービス
 - ・当センター主催の講演会等への優先案内

◎お問い合わせ、お申込みは下記へ



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.mmjp.or.jp/jinken/> [E-MAIL] jinken@kyoto.email.ne.jp